

碧南市民憲章実践者表彰要領

1 趣旨

この要領は、碧南市民憲章実践者表彰規程第6条の規定により、表彰における実践者の選考基準を定めるものとする。

2 実践期間

実践行為は、継続的かつ長期間にわたることが望ましいが、その期間は概ね5年以上とする。ただし、実践の頻度を考慮して次のとおりとする。

- ・週1～2回程度の実践は5年間以上継続していること。
- ・月1～2回程度の実践は10年間以上継続していること。
- ・年1～6回程度の実践は15年間以上継続していること。

人命救助については、その行為が過去1年以内のものであること。

3 表彰対象行為

市民憲章の実践は、幅広い範囲の自発的行為を対象とするものであり、一時的な金員の寄付行為及び公職者としての実践行為またはこれに類する行為は対象から除外する。

奉仕活動については、その内容が公共的施設などにおける奉仕であり、公共の福祉に資するものであること。

また、一時的な金員の寄付行為とは、年に1～2回程度の行為を含むものとする。

4 団体に対する表彰

各種団体が目的とする事業範囲内の行為については、その功績が特に顕著であるものを対象とする。また、企業の行う奉仕活動に対する表彰は、団体にのみ行うものとする。

5 表彰歴のある実践者

過去に碧南市民憲章実践者表彰を受けた実践者（異なった実践行為で表彰を受けた場合を含む。）及び当該実践行為について他の団体等から表彰を受けた実践者は、表彰の対象としない。

また、過去に碧南市民憲章実践者表彰及び他の団体等から表彰を受けた各種団体に所属する個人については、その表彰後、2に掲げる実践期間を経過することにより表彰の対象とすることができる。